令和4年度第　回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和4年7月26日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和4年7月26日　午後3時00分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3−A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （18名）	1	南　忠明	2	出口　幸博	3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一	7	中村　耕二	8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章			16	本村　　元
	17	寺坂　誠一	18	林　　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （1名）	15	尾崎　初雄						
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）								
署 名 委 員	6	今里　誠一	11	寺脇　八夫				
事　務　局	事務局長:吉田典昭　次長:藤原勝栄　係長:阿野舞子　事務職員:浜上研人 会計年度職員:井川勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:安永係長　奈留:荒木係長 岐　宿:山田主査　玉之浦:欠席							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 25 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 26 号	農地法第 3 条の規定による買受適格証明願について	可　　決
	議案第 27 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 29 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について	可　　決
	議案第 30 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 31 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 32 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後1時30分　開会＝

□事務局

それでは、令和4年度　第4回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。
本日は、15番　尾崎　初雄　委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は19名中18名となります。
よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長
皆さんこんにちは。
出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第4回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長
はじめに、議案第25号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
議案第25号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。
2ページから4ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田 5 筆、畑 18 筆で、面積は 18,702 ㎡となっております。
4月からの累計は、田 20 筆、畑 39 筆で、合計面積は 44,324 ㎡となっております。以上です。

○議長
質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第25号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２５号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第２６号「農地法第３条の規定による買受適格証明願について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

５ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による買受適格証明願についてご説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

議案第 26 号で買受適格証明書の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をすることになっており、後日総会で報告するという流れになっております。

それでは、6ページの番号1をごらんください。

本申請は長崎地方裁判所五島支部が競売する土地の入札のため公告したもので、資料の備考欄の入札については、間に合いませんでしたが、9 月に再公告をすることを長崎地方裁判所五島支部に確認が取れております。今回、申請人は農地法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。

７月１５日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、買受適格証明を発行しても差し支えないとの意見でありました。以上です。

○議長

議案第２６号の１番について質疑を行います。

―質疑応答―

□○○

確認なんですが、

渡人の所で、長崎県信用保証協会とありますが、こういう書き方をするんですか？

現在の名義人は個人じゃないかなと思うんですが。

□事務局

登記簿謄本全部事項証明書を取った時に、所有者が長崎県信用保証協会となっておりましたので書かせて頂いております。

差し押さえとして債権者が長崎県信用保証協会で元々の所有者は個人名でした。

○議長

もし不備となったら個人名も出しても良いという事であれば、個人名も一緒にそこは事務局の方で問い合わせして確認させます。

○議長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

では、採決いたします。議案第２６号の１番の買受適格証明を発行することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第２６号の１番は買受適格証明を発行することに決定いたしました。

○議長

次に、議案第２７号の「農地法第第４条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7 から 8 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第３種農地は原則として許可できる。一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。

それでは、9 ページの議案第 27 号の 1 番をご説明いたします。

申請地は、昭和 45 年 5 月頃から当該地を住宅用地として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の準住居用地域に用途設定

された第 3 種農地であります。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も住宅として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第27号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

大津・奈留地区協議会会長、報告お願いします。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第27号の1番について、当協議会は去る7月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長

大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第27号の1番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号の 1 番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第28号の「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に 10 ページから 11 ページの第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文については第 4 条で説明したとおりです。

それでは、12 ページの議案第 28 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。申請地は、現状のまま利用し、境界に畦畔があり土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地の営農等への影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 268 枚の発電能力 49.5kwの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。
以上です。

○議長
次に、議案第28号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第28号の1番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第28号の1番について、当協議会は去る7月15日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。

○議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決を行います。
議案第28号の1番に対する三井楽地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号の1番は、許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第29号　五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

13ページをご覧下さい。

五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。

また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、

①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑤土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。

以上 5 つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

14ページをお開き下さい。

議案第 29 号

1 番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、岐宿町　田 1 筆　2,306 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、今後中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して作付けを行い、農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。とのことです。

15ページをご覧ください。

2 番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、岐宿町　田 2 筆　760 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、今後中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して作付けを行い、農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。とのことです。

16ページをお開きください。

3 番　申出人、及び利用者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

所在地、岐宿町　田 1 筆　965 ㎡、編入の目的は、農地で、編入の理由は、「現在は飼料作物を作付けしており、今後中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みながら継続して作付けを行い、農地として管理していくため編入したい。」とのことで、編入後は、「中山間地域等直接支払交付金事業」の活用により、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努める。とのことです。

17ページをご覧ください。

4 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、籠淵町　畑 1 筆　998 ㎡のうち 497 ㎡、除外の目的は、一般個人用住宅、施設の概要としては、木造瓦葺き平屋建て
除外の理由は、「申出人は現在借家住まいであるため、自己の経営会社の近隣地である父の土地の一部の贈与を受け、自宅を建築したい」とのことです。

１８ページをお開きください。
5 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、下大津町　畑 1 筆　1,232 ㎡のうち 671 ㎡、除外の目的は、一般個人用住宅建築及び通路用地、施設の概要としては、木造瓦葺き平屋建て
除外の理由は、「譲受人は現在会社員で東京都在住であるが、五島を観光で訪れた際に五島の自然、特に海の景観に感動し、会社を早期退職して五島に自宅を建築し、I ターンすることを希望している。そのための自宅用地及び通路用地として申出地を転用したい。」とのことです。

１９ページをご覧ください。
6 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、 三井楽町　畑 1 筆　4,594 ㎡のうち 1,755 ㎡、除外の目的は、太陽光発電設備用地、施設の概要としては、太陽光パネル設置 268 枚、パワーコンディショナー9 台
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい。隣接地の 441 番 5 の土地の一部（157 ㎡）も事業併用地として使用する。」とのことです。

２０ページをご覧ください。
7 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、 三井楽町　原野 2 筆　1,779 ㎡のうち 841 ㎡、除外の目的は、風力発電設備用地。
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。当該地は風力発電設備用地として利用してきたが、本来ならば、既に農用地の除外申出をなしていなければならないはずであるが、長時間、不作為により違法な状態を生じせしめていたので、是正のため今回、農用地の除外申出をする。」とのことです。

２１ページをご覧ください。
8 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、 岐宿町　田 1 筆　2,103 ㎡のうち 237 ㎡、除外の目的は、農機具倉庫等用地。
除外の理由は、「譲受人は、肉用牛の飼育と稲作、ハウス野菜（アスパラ）の営農をしている。現在、牛舎、農業用倉庫、堆肥舎を農地上に建築し、建物敷地以外に通路敷なども含めて違反転用状態である。是正のため今回、農用地の除外申出をする。」とのことです。
以上です。

○議長
次に、議案第２９号の１番から８番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第２９号の１番から２番及び８番に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長

山内地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第29号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての1番から2番及び8番について、当協議会は去る7月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

1番から2番の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

次に、8番の農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長

山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わります。

つづきまして、議案第29号の3番に対する岐宿地区協議会会長の報告を求めます。

□岐宿地区協議会会長

岐宿地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第29号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての3番について、当協議会は去る7月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。

○議長

岐宿地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わります。
つづきまして、議案第29号の4番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第29号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての4番について、当協議会は去る7月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。
以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わります。
つづきまして、議案第29号の5番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第29号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての5番について、当協議会は去る7月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。
以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長

大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

○議長

私の方から良いですか。
通路の面積はどれくらいなんですか。500 ㎡超えてるようですが。

□事務局

住宅用地が 544 ㎡と通路用地が 127 ㎡です。
土地面積も 544 ㎡ですが、申し出地が市道から 1m近く高い位置にあり、東側と南側に隣接農地があるため、防犯上と隣接農地の営農に支障がないように市道から1mから2mの緩衝地を設

けると緩衝地の合計が 104 ㎡ほどになり、結果、有効敷地面積が、444 ㎡ほどになります。

○議長

質疑を終わります。

つづきまして、議案第29号の6番から 7 番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長

三井楽地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第29号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての6番から 7 番について、当協議会は去る7月15日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。

○議長

三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

□○○委員

7 番ですが、原野になってますが原野が農振地域だという事でいいんでしょうか

□事務局

はい。その通りです。

○議長

質疑を終わります、採決は一括して行います。

議案第29号の1番から3番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、「適当である。」との意見であります。

また、議案第29号の4番から8番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、「やむを得ない。」との意見であります。

地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である。」除外のための計画変更については「やむを得ない。」とすることに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号の1番から3番までの3件は、「編入のための計画変更については適当である。」、議案第29号の4番から8番までの5件は、「除外のための計画変更については、やむを得ない。」との意見に決しました。

○議長

次に、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

22、23 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。24 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 4 筆　7,416 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　　田 1 筆　　357 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　　畑 1 筆　3,143 ㎡
3 番 2　　申請地　　畑 1 筆　3,385 ㎡
3 番 3　　申請地　　畑 1 筆　1,308 ㎡
3 番 4　　申請地　　畑 1 筆　2,432 ㎡
以上、3 番 1 から 3 番 4 については、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番　　申請地　　畑 5 筆　8,113 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　　畑 2 筆　3,997 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
6 番　　申請地　　畑 3 筆　9,320 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

7 番 1　　申請地　　田 1 筆。畑 1 筆　3,971 ㎡
7 番 2　　申請地　　田 2 筆、畑 3 筆　5,576 ㎡

7 番 3　　申請地　田 1 筆、畑 2 筆　4,706 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
7 番 4　　申請地　田 1 筆、畑 1 筆　6,018 ㎡
以上、7 番 1 から 7 番 4 については更新で、契約内容は、7 番 1 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

8 番 1　　申請地　田 5 筆　　8,952 ㎡
8 番 2　　申請地　田 2 筆　　1,779 ㎡
8 番 3　　申請地　田 5 筆　　7,042 ㎡
以上、8 番 1 から 8 番 3 については、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　田 6 筆　　10,333 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番～9 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長
質疑を行います。

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第30号、貸借(たいしゃく)権設定の1番から9番については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号、貸借(たいしゃく)権設定の1番から9番については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第31号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 30 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1 番 1　　申請地　畑 2 筆　6,610 ㎡

1 番 2　　申請地　畑 1 筆　2,959 ㎡
1 番 3　　申請地　田 1 筆　2,069 ㎡
1 番 4　　申請地　畑 5 筆　6,068 ㎡
1 番 5　　申請地　畑 1 筆　1,366 ㎡
1 番 6　　申請地　田 3 筆　3,796 ㎡
1 番 7　　申請地　畑 5 筆　16,177 ㎡
1 番 8　　申請地　畑 1 筆　2,992 ㎡

以上、1 番 1 から 1 番 8 の契約内容は、1 番 2 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

申請番号 1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第31号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から1番8は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号の利用権設定の1番1外7件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第32号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。33 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとす

るとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 31 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。34 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　1,279 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　6,610 ㎡
1 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　2,959 ㎡
1 番 1 から 1 番 3 の契約内容は、1 番 3 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております

2 番　　申請地　　畑 6 筆　　5,438 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　　田 1 筆　　2,069 ㎡
3 番 2　　申請地　　畑 3 筆　　3,870 ㎡
3 番 1、3 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

4 番　　申請地　　畑 5 筆　　6,068 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

5 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,366 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,732 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

7 番　　申請地　　田 3 筆　　3,796 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

8 番 1　　申請地　　畑 5 筆　　16,177 ㎡
8 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,992 ㎡
8 番 1、8 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

申請番号 1 番 1 から 8 番 2 までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長
議案第３２号について質疑を行います。

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。

議案第32号の貸借(たいしゃく)権設定は、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号の1番1外11件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長
議題は以上で終了いたしました。

○議長
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
(1)　新・ながさき農業委員会 1.1.1 運動の各対策班報告について
(2)　会議等報告・予定について
(3)　令和4年田畑売買価格等に関する調査について
(4)　農地法第5条の規定による許可処分の取消願
(5)　非農地証明交付願について
(6)　農地所有適格法人要件確認について
(7)　その他
について報告

○議長
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度第4回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 3 時 00 分　閉会＝